

第7章 桜井古墳群活用整備基本構想

第1節 活用整備基本構想

保存管理計画・活用整備基本構想のキャッチフレーズ

「三河国（みかわのくに）、ここにはじまる」

注)「みかわ」の表記については、「三川」「参河」「三河」「御川」などがある。

大宝令以前の評制下の木簡は、すべて「三川」「三川国」である。「参河」の初出は和銅2年(709)「参河国飽海郡寸松里海部宇麻呂春糯米五斗 和銅二年十二月无位石部国麻呂」(『平城宮木簡二』2704号)である。これら木簡史料は、令制国名公定が大宝4年(704)諸国の印の鑄造に際して行われたという説(鎌田元一氏)と矛盾なく説明できるとされる(この頃に「三川」から「参河」へ変更とも推察されるものか)。なお、現在使用される「三河」は平安時代となつてからのもので、「国造」の時代には「みかはのくに」「ほのくに」が並立していたことから、「男川・豊川・矢作川の三つの大川がある故三川と名づく」という本居宣長の説(『古事記伝』二十二之巻)は成立しないとされる。

ただし、キャッチフレーズ策定にあたっては、多くの人理解できる名称での表記が妥当であり、現在の「三河」を使用することとなった。

参考文献/福岡猛志「律令制下における尾張・参河国名表記について」『日本福祉大学研究紀要—現代と文化』第128号(2013年9月)

(1) 活用整備基本構想の基本方針

【史実と楽しさの両立と「地域づくり、人づくり」】

- ①桜井古墳群を体感し、市民の「アイデンティティ」の核にする
- ②桜井古墳群周辺の歴史遺産・歴史環境を活かした「まちづくり」「ひとづくり」

活用整備にあたっては、各古墳の保存管理が前提となり、遺構の後世への継承が重要になる。そのためには、計画的な保存整備を確実に実施するとともに、地域の生活環境、学習環境に配慮しながらも、地域外からの来訪者にも、古墳群の本質的価値を発信し、広く、地域の愛着、理解を深めていくことが必要である。

<活用整備のあり方>

- ・ 緊急性、必要度の高い古墳から優先的・計画的に保存整備を行う。
- ・ 古墳の価値を定めるため、計画的に調査を進め、保存整備に活用する。
- ・ 地域の価値として、歴史資産を位置付け、古墳をはじめとした歴史資産をまちづくりに活用する。
- ・ できるだけ既存施設との連携を図り、地域の多面性を発揮する。
- ・ 地域の十分な理解と参画を得られる維持管理運営体制を確立する。

<現状と課題>

桜井古墳群では、地域の価値として、学術的調査、市民の理解の醸成が必要なものや、長年にわたり、維持管理が不十分だった古墳が破損し、本質的価値が損なわれつつあるものもある。活用整備にあたっては、桜井古墳群の現状を把握し、課題を明確化していくことが必要である。

- ・長年にわたり維持管理が不十分だった古墳が破損し、本質的価値が損なわれつつあるものがある。また、整備済みの古墳は経年変化によって、施設の老朽化が進んでおり、地域の大切な歴史資産として保存し、次世代に継承していく必要がある。
- ・良質な地域の歴史文化資源があるにもかかわらず、これらが個別に分散して存在している、これらを繋ぐ、「歴史の散歩道」があるが、十分に活用されていない。既存施設、仕組み等を効果的に使い、本区域の文化財の集積を地域に還元させることが大切である。
- ・開発圧力によって未指定の古墳や文化財とこれらと一体となった自然景観が失われつつある。まちづくりの中で、古墳をはじめとした地域資源に対する市民の理解を高める必要がある。
- ・区画整理等による人口の増加等によって、地域の歴史や文化財を支えてきた集落が変質し弱体化しつつある。史跡の価値の共有活動を通じ、地域の新旧住民の良好な関係を構築し、歴史資源を核とした新たなまちづくりを展開していく必要がある。

(2) アクセス及び動線

- ・アクセス及び動線の設定は、安城市歴史博物館から本證寺境内の範囲とする。(整備基本構想計画の検討範囲として、図3を示す)。
- ・名鉄西尾線の各駅(南安城駅、碧海古井駅、堀内公園駅、桜井駅、南桜井駅)は、来訪の拠点となり、パンフレット、マップ等での情報発信を行う。

※例：二子古墳へは、車で来訪し、そこから徒歩や自転車で地域の古墳群を周遊する。

姫小川古墳へは、地域の散策のルートとして、駅から徒歩で周遊する。

- ・東海道本線と東海道新幹線からは、古墳群まで距離があり、広域的な視点での案内を検討する。
- ・自動車でのアクセスに配慮し、歴史博物館、堀内公園、桜井中央公園に近接して、駐車場設置を検討する。
- ・市内巡回バス(あんくるバス、桜井線/安城更正病院⇄南桜井駅、1日6便)を活用する。
- ・レンタサイクル(安城駅17台、桜井公民館4台、堀内公園5台、南安城駅5台)を活用する
- ・既存の「歴史の散歩道」(桜井古墳群と三河一向一揆めぐり)を活用し、特に、桜井地区の入り組んだ細い道等も地域の資源として、活用を図る。

(3) 導入施設

- ・核となる案内・学習施設については、歴史博物館・埋蔵文化財センターを拠点施設と位置づけながらも、二子古墳には、サテライト的なガイダンス施設の設置を検討する。また、名鉄西尾線の各駅や桜井公民館等既存施設と連携を取りながら案内・学習機能の強化(ガイドマップ、ガイド案内)を図る。
- ・史跡説明看板の維持・更新(平成27年度からはカラー説明板とする予定)を行う。
- ・導入施設の具体的となる休養施設(アズマヤ、ベンチ、広場等)、便益施設(トイレ、駐車場等)、安全管理施設(柵、照明、サイン等)については効果的・複合的に配置することで見学者や日常的に利用する地域の住民のニーズに最大限配慮する。なお、具体的には個別の整備

基本計画等で検討する。

- ・移動手段となるレンタサイクルは、既存施設を活用しながら、施設の充実（駐車場、トイレ等の便益施設の整備）を図る。

(4) 空間構成、整備水準及び維持管理方法

- ・保存管理計画・活用整備基本構想に基づき、必要な施設の整備は歴史的文化的環境にふさわしい規模・形状・色彩・意匠等に配慮するものとする。
- ・情報発信の1つであるAR（Augmented Reality：拡張現実）によるガイダンスの導入を検討し、内容が陳腐化しないよう、データ更新のしやすさ等に留意する必要がある。
- ・古墳に隣接する建物は、地権者等関係者の理解と協力を得て、「桜井まちなみ景観ルール」を基調とした建物の高さ・色彩・意匠等に関する一定の合意形成を行う。
- ・古墳上にある樹林等は、保存管理での剪定や除去を基本としながらも、必要に応じた遮蔽植栽・景観木等の導入を検討する。
- ・イベント等による意識醸成を行うため、季節ごと、歴史テーマごと等の仕掛けづくり（祭、郷土食の試食等）を行う。
- ・人面文等でデザインモチーフをつくり、鹿乗川流域遺跡群としての全体的な地域づくりの統一感を創出する。

第2節 地域に根ざし、「まちづくり」の核となる位置づけ

二子古墳、姫小川古墳及び桜井古墳群全体が適切に保存管理され、広く活用されるためには、地域に根ざし「まちづくり」の核として、位置づけられるような包括的な活用整備を行う必要がある。そのためには、桜井古墳群を地域資源として活用することを前提に管理運営を担う『(仮称)桜井古墳群保存活用協議会』を立ち上げ、継続的に関わり方を協議する場を作ることとする。

そこでは、まちづくりに関わる様々な主体の参加を募り、市民の自立的、自律的な組織運営を行うことが重要になってくる。行政は事務局として、組織立ち上げ、協議会運営等への関わりが必要であるが、将来的には協議会の熟度に応じ、市民団体や自治会に運営の基軸を移行していくことも考慮することとする。

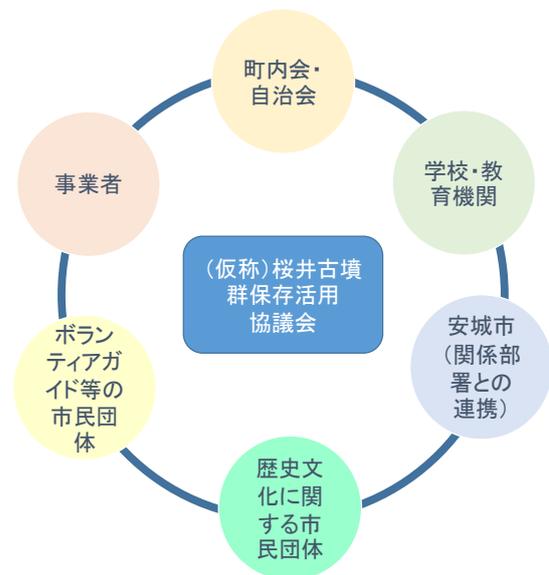


図111 様々な主体の参画（イメージ）

表 46 参加組織区分と活動内容（案）

区 分	内 容
町内会・自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域財産という認識を深め、様々な主体との共同のもと、保存活用活動に積極的に参加する。 ・自治会長や地区公募により人材を選出する。
学校・研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の小中学校の野外学習資源として活用し、また、大学や研究機関との連携により、歴史・文化的価値の研究や専門的知見に基づく保存活用の経年的な状況確認を行う。
安城市	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の運営、各種支援 ・歴史文化資源を活用したまちづくり施策の実施（関係部署との連携）
歴史文化に関する市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源としての歴史文化の認識を深め、情報発信や情報活用を中心となる。
ボランティアガイド等の市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な視点（価値観）から地域資源活用を図るため、観光案内や健康促進等のボランティア組織が中心の活用も視野に入れる。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の商工会等の参画により、地域に根ざした持続的な保存活用になるよう、資金、人材、企画（イベント等）の支援（サポート）を受ける。

*協議会を構成する個人・団体は多岐に渡るため、協議会編成時の検討が必要である。

第3節 事業計画の見通し

短期計画（およそ5年程度）、中期計画（およそ10年程度）、長期計画（10年以上先）と大きく3時期にわけた見通しを想定する（表47）。

調査については、前方後円墳または前方後方墳である塚越古墳・獅子塚古墳の調査を最優先とし、個々の古墳の調査も継続して基礎情報の蓄積を行う。

保存管理に関わるものとして、古墳地質調査や自然環境調査を行い、姫小川古墳については将来の史跡整備を視野に入れつつ、暫定的な工法によって墳丘管理・保護を早急に実施する。また、管理組織構築も短期計画内の実現を目指す。

整備活用に関わるものとして、姫小川古墳追加指定地の公有化を行う。また、中期計画では整備活用基本構想検討会議の立ち上げ、その後の古墳整備、ガイダンス施設等の設置を検討する。

表 47 事業計画の見直し

No.	年度 内容		短期計画(5年後まで)	中期計画(6～10年後)	長期計画(11年後から)
	年度	内容			
【調査に関わること】					
1	範囲確認調査	塚越古墳 (埋葬施設再発掘含む)	・獅子塚古墳 →調査を継続		
2	調査検討会議				↑
【保存管理に関わること】					
1	古墳地質調査	・二子古墳 ・姫小川古墳	・塚越古墳 ・獅子塚古墳 →必要に応じて随時		
2	墳丘保護	・姫小川古墳暫定工法 (植生土壌工など) *設計・検討含む	→必要に応じて随時		
3	自然環境調査	・二子古墳 ・姫小川古墳	・塚越古墳 ・獅子塚古墳 →必要に応じて随時		
4	保存管理体制の構築	地元・小中学校・ボランティア組織構築			
【整備活用に関わること】					
1	整備活用基本計画 検討会議			↑	
2	国史跡指定(追加 指定を含む)			→調査成果に応じて検討	
3	史跡公有化	・姫小川古墳追加指定地		→必要に応じて検討	
4	史跡整備-古墳				↑
5	ガイダンス施設・駐車場等				→要望
6	説明看板				

第4節 事業化にあたっての課題

桜井古墳群の活用整備の事業化にあたっては、まず価値が十分に定まっていない古墳についての調査を引き続き行い、古墳であるかどうかを含めての評価を定めることが、前提条件となる。その上で、事業化の条件が整った地区から優先的に公有化を進める。公有化にあたっては、古墳の総体が存在する範囲の追加指定と整合をとりながら、長期的、計画的に進める必要がある。

墳丘の土砂流出対策が早急に必要な姫小川古墳については、地質調査や自然環境調査等の準備調査を実施した上で、設計を最優先で進める必要がある。

これらのハード整備に合わせて、桜井古墳群を地域に根ざしまちづくりの核とするために、地域の様々な主体が桜井古墳群の整備に関わっていくことのできる体制整備が必要不可欠となる。

同時に、地域住民のみならず市民全体が桜井古墳群を地域資産として認識し、積極的に保存活用に関わる意識づくりも重要となる。具体的には、集落や地区単位での小規模な講演会など、地道な啓発活動の積み重ねが、桜井古墳群の保存と活用整備の円滑な事業展開を可能にするといえる。